

リベラルアーツ授業の課題と展望

—「死刑」「安楽死」をテーマにした討論実践の報告—

鈴木 順子

Challenges and Prospects of Liberal Arts Classes : Report on Debate Practice on the Themes of “Death Penalty” and “Euthanasia”

Junko SUZUKI

This is a report of liberal arts classes held at Meiji Gakuin University and Chubu University in 2020. The Meiji Gakuin's was about the death penalty and the Chubu's was about euthanasia. What are the points and problems that worked? We consider the challenges and prospects of conducting a liberal arts-type discussion class.

Keywords : Liberal Arts, Debate Practice, Death Penalty, Euthanasia

1. はじめに

本学では「創造的リベラルアーツセンター」設立を来年 2021 年度に控え、目下ワーキンググループを中心に準備が進められており、またすでにいくつかのリベラルアーツ型のパイロット授業が開始されている。

現在リベラルアーツ教育には、各方面から注目が集まり、例えば、東京工業大学、名古屋外国語大学、立命館大学など、新たに同様の組織を設立する大学は増えつつある。その背景には、当然産業界からの要請（例えば、文系も理系もある程度異分野のことを知っておくべきで、広い教養を持った社会人を大学からは輩出してほしい、というような）もある。

ただ、本学は「創造的リベラルアーツセンター」という名称からもわかる通り、21 世紀型の独自のリベラルアーツ教育を目指している点に特徴があり、従来のいわゆる一般教養教育とも、産業界の要請するそれとも一線を画する点は強調しておかなければならない。

それでは、「創造的リベラルアーツ」教育とは何か¹。ごく簡単に確認しておけば、本学が目指す「創造的リベラルアーツ教育」とは、「得た知識を連関させながらクリエイティブな思考や活動に結びつけていく」べく、「行動的知性」を育む教育、と言えよう²。従って、本学のリベラルアーツ型授業の具体的目的、方針は、「社会で必要な総合的人間力を養成するため、従来の講義型授業に加え、1) 討論重視型の授業を行う、2) 調査・発表・討論・協力のサイクルを繰り返すを通じて自主的な学習を行う、3) 全学部生向けに行い、文系理系にまたがる普遍的課題に取り組む、4) 後期教養教育を目指し、専門教育科目と同時並行的に、他分野の学生と議論し自分の相対化をする」となるであろう。

本稿では、2020 年度秋学期に本学人文学部で行われたパイロット授業を取り上げ、すでに現在どのようなリベラルアーツ関連授業が行われつつあるか、報告する。また同年度前期に筆者が明治学院大学で行なった同様の授業も合わせて紹介し、二つの授業を比較しつつ、リベラルアーツ授業の課題とその多様な可能性について検討したい。

2. リベラルアーツ授業を充実させるために

リベラルアーツ教育全般の重要性は理解できても、実際に授業を行うとなると、様々な恐れが教える側には湧いてくるのは当然である。本稿筆者もその一人で、本年度初めてリベラルアーツ型授業に取り組むにあたっては特に次のような不安があった。

- 1) マイケル・サンデル教授の授業のように行かないという不安：討論授業といえ、NHK 教育テレビで2010 年に放送された「ハーバード白熱教室」³の印象が強い。教師が学生に次々質問を繰り出し、挙手した学生が打てば響くように答えていくという、教師対クラスで行われる模範的な討論授業である。講義を聞く授業に慣れている日本の学生がどれほど積極的に発言できるのかは不安であった。
- 2) 学力の低い（知識量の少ない）学生には無理、意味がないのではないかと不安：上記放映された討論授業は、ハーバード、スタンフォード、東大、パリのグランゼコールなどのいわゆる各国を代表するエリート校での講義であって、学生にさほど知識量がない場合には討論自体無理なのではないか、また討論に時間をかけていては彼らに欠けている大事な知識が授けられないのではないかと不安である。
- 3) 悪しき「ソフィスト」的弁論術だけが養われるのではないかと不安：真実や正しさを脇に置いて弁論が長けているか否かを競うようなディベート技術だけが身につくのでは

¹ 一般に言われている「リベラルアーツ」の起源や歴史、また現代におけるさまざまなリベラルアーツ教育あり方、意義、問題点などについては、以下を参照のこと。『21 世紀のリベラルアーツ』石井洋二郎編、藤垣裕子、國分功一郎、隠岐さや香執筆、水声社、2020 年。

² 同書、47 頁。

³ 原題 Justice with Michael Sandel, アメリカの WGBH 製作。学生を議論に引き込むスタイルで行われる、ハーバード大サンデル教授による講義の録画放映。その後 2015 年くらいまで他大学、他教授による「白熱教室」が放映された。

ないか、また、話すのが不得意でも良いことを考えている学生をどう評価するのかという疑問があった。

4) 最大の恐れは、明らかな偏見、差別的発言など、常識に外れたことを教室内で言い出す学生がいないか、そしてそこまで行かずとも、教師自らの意見（主義主張、趣味）と異なる学生を公平に扱えるか、であった。

以上が開始前の主な不安であった。

3. 明治学院大学における「死刑」をめぐる授業

はじめに、2020 年春学期に明治学院大学において「死刑制度に賛成か反対か」をテーマとして行った討論授業について報告する。授業科目名は「ヨーロッパ言語圏の文学（フランス）」で、全学部 3、4 年生を対象としており、元来、明治学院大学が後期教養教育を目的として設置してきた科目の一つである。多い時には 100 人以上が受講する一般教養講義型授業だが、9 年前から筆者は非常勤講師として担当、工夫しつつ徐々にアクティブラーニング対応授業にしてきたので、その流れを生かし、今年度初めてリベラルアーツ教育の討論方式を取り入れてみることにしたものである。科目名に「文学」とあるが、実際にはフランス語圏の文化であれば何でも扱うことが許されている。授業計画を提出した 2019 年 3 月には想像もできなかったコロナ感染症の急速な拡大で、2020 年 4 月の授業開始直前に全面リモート授業になることが決定した際には、果たして計画通り討論授業を行うことが可能かどうか危ぶまれた。しかし、特別措置として受講生が 20 名以内に限定されたこと、また zoom のブレイクアウトセッション機能がディスカッションに便利なツールであったことなどから、実際に授業を始めてみるとかなり理想的な討論規模・環境となり、幸いにもすべて杞憂であった。セメスターを通じて授業はすべてリアルタイムで行い、上記の通りブレイクアウトセッション機能を利用、毎回 1 グループ 4 人に分かれてディスカッションを行った。

春学期 15 回の授業の中で取り上げたテーマは 3 つあるが、本稿ではその中の一つ「死刑制度に賛成か反対か」について行った討論授業 5 回分を紹介する⁴。

授業実施にあたって参考にしたのは『大人になるためのリベラルアーツ』（以下正編）『続大人になるためのリベラルアーツ』（以下続編）⁵で、それらには死刑制度の是非をめぐる東京大学での 2015、2017 年の授業実践例（「絶対に人を殺してはいけないか」正編 197 頁、続編 159 頁）が紹介されている。東大では「絶対に人を殺してはいけないか」という大きな問いの枠組みの中で

1. あなたは死刑制度に賛成ですか反対ですか。その理由は？

⁴ 他の二つのテーマは、『星の王子さま』を読んで「愛と責任」について考える、『木を植えた男』を読んで「利他と幸福」について考える、であった

⁵ 『大人になるためのリベラルアーツ 思考演習 12 題』石井洋二郎・藤垣裕子、東京大学出版会、2016 年、『続大人になるためのリベラルアーツ 思考演習 12 題』石井洋二郎・藤垣裕子、東京大学出版会、2019 年。

2. 戦争状態で人を殺すことは正当化されると思いますか。その理由は？
3. あなたは安楽死に賛成ですか反対ですか。その理由は？
4. 「人を殺してはならない」という倫理の根拠は、共同社会の成員が相互に共存を図るためにそれが必要だからにすぎないとする考え方に、あなたは賛成ですか反対ですか。その理由は？
- この4つのテーマに連続して取り組んでいたが、今回の明治学院大学授業ではその中の「あなたは死刑制度に賛成ですか反対ですか」のみを、90分5回の授業でじっくり扱うことにした。

東大では、死刑制度への賛成反対の割合は、半々（正編203頁）もしくは反対がやや多い（続編166頁）ということである。日本人全体に統計を取った結果は、「将来的にも死刑を廃止しない」が54.4%⁶となっている。果たして、明治学院大ではどちらの意見が多いだろうか。またどのような議論の展開になるだろうか。

3-1 授業の進め方

このテーマを扱うにあたり、具体的な授業の進め方は以下の通りにした。

(1) 授業方針の説明：授業を始めるにあたって、学生には、1) 討論を重視したリベラルアーツ型授業であるため教員が自分の考え・立場に皆を同意させたり誘導したりする目的はないこと、2) 何度も討論を行うが全員が同じ結論に達する必要はないこと、3) 便宜的にはじめに賛成・反対を決めるが、あくまでテーマに沿って自らの意見を話し、他の参加者の話を聞き、皆で論理的に考えを深めていくことが主眼の授業であって、その結果自らの中に何らかの深まり・変化があればよいこと、などを説明した。

(2) 資料・参考文献紹介：この授業はフランスの文化に触れることが主目標であるので、最初にヴィクトル・ユーゴー『死刑囚最後の日』（豊島与志雄訳、岩波文庫、1982年）⁷を必読文献として読んできてもらうというステップを経た。実際には読んでこない学生もいることを想定し、授業中にテキスト重要箇所を画面共有し一部を音読しつつ内容を紹介した。

他方、死刑制度は、現在の日本では前述の通りアンケートを取れば過半数の人が支持しており、学生においても賛成者が多いことが想定されるので、死刑制度に消極的賛成の立場に立つ小浜逸郎『なぜ人を殺してはいけないのか——新しい倫理学のために』『第九問 死刑は廃止すべきか』（洋泉舎、2000年）も合わせて紹介し、自らの意見の論拠を定める上での参考にしてもらった。

上記参考文献と現代日本における死刑制度反対、賛成両論を紹介した後、意見を聞くと、授業参加者の6割が死刑制度賛成、4割が反対で、ほぼ日本の世論を反映した割合となった。

(3) 討論：ブレイクアウトセッションを用いたディスカッション。同じ意見の人同士、4人くらいで組んでもらった。

⁶ 「（現在は）死刑もやむを得ない」は8割を超える。参照：内閣府2019年世論調査結果
<https://survey.gov-online.go.jp/r01/r01-houseido/index.html>

⁷ ユーゴーの若き日（1829年）の傑作で、20世紀後半にフランスで死刑制度が廃止された際の思想的支柱とされた短編。社会の落伍者としての犯罪者にも人権はありそれを奪ってしまう死刑制度は残虐極まりない制度であって廃止すべきである、とする、彼の人道主義、博愛思想が強く伝わる作品である。

(4) レポート提出とフィードバック：授業終了後、レポート提出。毎回グループで話し合った内容の報告と自分の意見との両方を述べてもらった。次の授業で全員の感想をエクセル表で画面共有しつつ、主なものを紹介、指名して意見を確認したり、さらに詳しく述べてもらったりした。授業は2回目以降、(3)と(4)を繰り返し、レポートは計5回提出してもらった。

以下、授業回を追うごとに(4)のレポート内容がどのように変化していったかを紹介する。

3-2 レポートの変化

(1) まず1回目のレポートには、死刑制度賛成、反対の論拠を書いて提出してもらった。主な意見は次の通りであった。

「死刑制度賛成の理由は、死刑制度による犯罪防止効果です」(SAさんほか1名)、「被害者側の親族の心情を考えたときに、加害者が死刑になることは慰めになるから」(Sさんほか3名)、「人の命を望んで奪った人間は許されるべきではなく、社会にとっても人々の生活を脅かす存在だから、死刑にして良い」(IKさん)「人の命を奪った人間は当人の命を持って罪を償うべき」(Mさんほか4名)。以上の賛成者の意見からわかることは、賛成の根拠として 1) 被害者遺族の心情に配慮して、2) 死刑に犯罪抑止力があるという(誤った)認識、3) 死刑囚は社会の秩序を乱す存在でありそれとの共存への恐れ をあげていることである。これら3つは、まさに日本社会における死刑制度賛成の世論がその根拠に挙げるものとほぼ一致している⁸。

死刑制度反対者は次のように述べていた。

「犯罪抑止効果は死刑にはない」(Iさんほか1名)。「死刑は合法的に殺人をしているのと変わらない。冤罪もある。死刑執行者の負担は大きい。命は皆平等だ」(Iさん)、「たとえ死刑になるほどの罪を犯した人間にも人権は存在する。人権は犯罪者にも等しく与えられている」(Nさん)。また、「被害者遺族は必ずしも加害者の死刑を望んでいるのではなく、人によっては一生かけて罪を償ってほしいと思っている」(Tさん)という意見であった。死刑を終身刑に代替するべきではないかという意見も3名いた。以上が死刑制度の反対者が理由に挙げていたことであった。

2回目の授業では、死刑に犯罪抑止力があるかを取り上げた。1回目のレポートで、死刑制度賛成者の中に、その根拠として死刑の犯罪抑止力を挙げる者が複数いたので、事実を確認することにし、日弁連やアムネスティのホームページなどの資料を共に見た。その結果、実際には死刑に犯罪抑止力がないことが了解され、賛成の根拠としては不適切であることを確認した。

また、犯罪者を社会から排除するのが死刑でありその支持の根底には社会の秩序を乱すものとの共存の恐れがある、という意見があったので、授業内では、その点についてディスカッションをしてもらうことにした。そして以下の問題をめぐるレポートを2回目の課題とし、授業後に提出してもらった。

- 1) 社会の秩序を維持するために国家の名において人を殺すことは許されるか？
- 2) 社会の秩序を乱した存在とその後社会の中で共存することを受け入れられるか？

⁸ 注6 資料参照。

(2)2 回目のレポートに書かれた、上記の質問をめぐってなされたディスカッションの報告を読むと、まず、死刑制度反対者の意見は、二つに分かれていた。

1)「人は更生する可能性があるから、社会での共存は受け入れられる」という意見がある一方で、2)「受け入れられない、だから死刑制度には反対だが、それに代わる終身刑がなければならぬ」という二つである。

死刑制度賛成者には「死刑囚になるほどの人間が更生することは難しい」とする人が目立った。

そして、1)の問いに対して、「被害者遺族の感情から国家が代わりに死刑を行うことに賛成する」との意見を複数の死刑制度賛成者が述べていたため、次の3 回目の授業ではこれを取り上げ、被害者遺族の感情とはいかなるものかをめぐってディスカッションを行うこととした。

(3)この3 回目授業のディスカッションで初めて、ある死刑制度賛成グループで「宗教的価値観が死刑制度の廃止に影響を与えているのではないか」(T さん、S さん、H さん)という点をめぐる討論があったことが報告された。

続く4、5 回目の授業では、さらにこの被害者遺族の感情の問題を掘り下げ、死刑が果たして被害者遺族の感情に応えるものなのかどうか考えてもらうことにした。ディスカッションの前に、被害者遺族の加害者に対する思いは一樣ではないということを伝えるため、その具体例として、死刑制度反対を唱えている犯罪遺族について紹介することにし、『弟を殺した彼と、僕』(原田正治著、前川ヨウ構成、ポプラ社、2004 年)を取り上げた。

著者の原田氏は弟を保険金目的で殺害された被害者遺族だが、死刑囚となった犯人と獄中で面会を重ねることを通じて、犯人に対する感情が次第に変化し、犯人が半決通り死刑に処せられたのちも、継続して死刑反対運動に取り組んでいる人物である。その経緯が書かれたこの書物を zoom の画面共有で紹介し、またさらに、同書構成作家の前川ヨウ氏に本稿筆者が行った zoom インタビューも2 回に分けて視聴してもらった⁹。また前川ヨウ氏に取り組んでいる犯罪加害者の更生を援助する運動(更生施設オリーブの家・熊本市)についても紹介した。前科がある人と共存することは恐ろしい、そうした人々は社会から排除してほしいという感覚が死刑制度支持の背景に存在することがこれまでの死刑制度賛成者のレポートで明らかになっているが、一体刑を終えて社会に出てきた元殺人犯などの人々というのは現実にはどのような様子なのかを具体的に知るためであった。

(4)4 回目感想

「これまでの4 回の死刑制度をめぐる授業(学習・ディスカッション・報告作成)を通じて、もっとも印象に残ったことは何ですか」の問いに対して、例えば死刑制度賛成者からは、「死刑制度が再犯防止になっていないことを知った」(M さん)「一人殺しただけでは死刑にならないと知って一番驚いた」(IS さん)といった死刑に関する必要な基本知識が得られた点への言及が目立った。

⁹ 前川氏が偶然筆者の学部同級生だったため、zoom インタビューを申し込んだところ快諾を得て実現した。2020 年5 月19 日収録。

また『弟を殺した彼と、僕』と前川ヨウへのインタビューについては、「被害者遺族の望みは必ずしも加害者が死刑に処せられることではないのだなという気づきが大きかったです」（Tさん）という感想があった。

これは同書にあった内容、すなわち、崖から突き落とされた（日常を失った）被害者遺族は、崖の上に戻りたい（日常を取り戻したい）だけなのに、世間の人々は崖の上で見下ろしながら、加害者を崖から突き落とすことこそ（死刑にすること）が遺族の望みであると誤解し、それさえなされればよしとしているのが現在の死刑制度だ、という重要な指摘¹⁰を踏まえたコメントである。真に被害者遺族が求めているところの、崖の上に引き上げられて平凡な日常を取り戻すこと、突然家族を殺された悲しみが癒えることについては、死刑よりむしろ別の法制度や、更なる公的援助、マスコミや世間の認識改善が必要だ、という同書著者の指摘を真正面から受けたものであった。

また「これまで私の周りには死刑制度反対の意見を持つ人が非常に少なかったため、まずディベートできることや意見を間近で聞けることが新鮮でした」（MAさん）とか、「講義参加者が15人前後にもかかわらず、考えていること、それぞれの意見というのは、こんなにも違うものかという点が最も印象に残りました」（ISさん）といった、多様な意見の存在に気づいたことについてのコメントが複数あった。

さらに、「死刑制度に関する様々な人の意見を聞いて、私と同じ賛成派の人の意見の中でも様々な意見があり、逆に反対派の中にも賛成派である私が共感できるものもあり、賛成の立場にたちつつ、反対の意見も持ち合わせている人が何人かいたのが印象に残りました」（SAさん）というように、賛成・反対の分類の背後に、異なる意見の存在を発見したものもあった。この件については、死刑制度反対の人からも、同様のコメントが出た。「同じ考えの同士が、全く違う結論に行き着くことがあったのがとても印象に残った。特に被害者遺族の加害者に対する思いをどう成就するかについては、加害者を死刑にすることでそれは達成されるという意見と、むしろ死刑にせず生きて償わせることでこそ達成されるという意見に分かれたことが印象深かった。」（Nさん・死刑制度反対）こちらは、被害者遺族の思いを大事にしたいという動機が同じであっても、結論としての死刑制度に対する賛成・反対は分かれているという指摘であった。

(5)5回目（最終）の感想には次のような意見が出た。

「私は正義感が強いので、死刑制度に関して賛成意見を持っているのかと感じました。確かに弱くなった時や、間違いを犯した時には、社会に支えてもらいたいと感じます。しかし、それよりも悪い行いはしてはいけないという正義感がまさってしまいます。弱者を支える社会体制も必要ですが、あまり寛容になりすぎても、社会の規律が乱れてしまうと感じます。」（IKさん・死刑制度賛成）

「この授業を通じて、私は罪を犯した人に厳しいのだなと思いました。私の考えでは、人を殺すというのは、自身の人間としての面を捨てるということ、獣になるということという認識

¹⁰ 『弟を殺した彼と、僕』原田正治著、前川ヨウ構成、ポプラ社、2004年、115-116頁。

です。この強い思想が自分に、人を殺めることは論外だという考えをもたらしているのだと思います。」（Sさん・死刑制度賛成）

授業を通じて、「自分の」正義感、価値基準について客観的に見られるようになったことは、大変貴重な気づきと言えるだろう。

他方、「モノのように扱われてしまった過去がある人は、人をモノのように扱ってしまうのだろう。この負の連鎖を止めるためにも社会復帰支援の活動は必要だと考える。（略）衣食住だけ与えられた機械的な環境ではなく、自己実現できたり成長を促してくれたりするような環境があることこそ人間が尊重されているということだと考える。」（Iさん・死刑制度反対）という気づきもあった。ここにある「モノ」の話は、前川氏がインタビューで語った内容を受けている。人を人としてではなく「モノ」として見ることはできないから、人をあやめることができってしまうのが死刑囚であるが、実は殺人犯自身が「モノ」としてしかそれまで扱われてこなかったという生い立ちを持っていることが多い、という指摘である。

同様に、「前科がある人と聞くと、怖いイメージがあったが、社会的地位がもともと弱い人、障害を持っていることによって罪を犯してしまった人など、さまざまな背景があることを知った。一概に非難するのではなく、犯罪を犯してしまった人だからこそ、社会復帰への救済措置を取るべきであると学んだ。（略）（キリスト教国で多く死刑制度廃止が広まっていることを踏まえて、日本では）宗教という絶対的なものがないからこそ、「人権」を深く考えていかなければならないと思う」（Mさん・死刑制度賛成）とか、「私には前科のある知り合いがいます。現在、社会復帰し働いています。彼の社会復帰には家族、仲間の支えがあり、実現したと思います。今後も彼を支えていきたい。前科があるというだけで人を判断するのは間違いであると考えます。」（Kさん・死刑制度反対）というコメントもあった。

つまり、死刑になるほどの犯罪を犯す人間、すなわち複数回人を殺すことができる人間というのはどのような生い立ち、人間観を持っていることが多いか、また前科のある人の社会復帰についてもっと考えることが必要であることなどを、『弟を殺した彼と、僕』並びに前川インタビューによって学び、議論に生かしたことがこれら三者のコメントから伝わってきた。

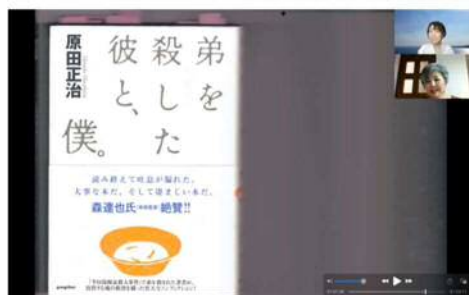


図1 構成作家前川ヨウ氏インタビュー（2020年5月19日収録）zoom画面

4. 中部大学における「安楽死」をめぐる授業

次に報告するのは、本学人文学部における 2020 年度秋学期「現代思想」の授業である。リベラルアーツ関連パイロット授業の一つで、授業担当教員は石井洋二郎氏、コミュニケーション学科と心理学科の学生計 20 名ほどが受講した。本稿筆者は授業補助者として、記録をとり授業の最後に意見を述べるという役割で参加した。石井氏の許可を得て、授業記録を使わせていただく。

4-1 授業の進め方

シラバスには「『思想』というのは自分の頭で『思う＝想う』こと、考えることであって、けっして他人の考えたことを受け身で学ぶことではありません」とあり、「もちろん過去の人考えたことについての知識は参考になるが、それらは、具体的な課題に応じて、本当に必要な知識を取り出して使うことができてはじめて、『生きた知識』になるのです」と書かれている。さらに「一方向的な講義形式ではなく、双方向的な討論形式」であることを強調、したがって「受け身で知識を身につける授業ではなく、真剣にものを考えたい人、他人と率直に議論してみたい人、そして自分の頭で『思う＝想う』喜びを味わってみたい人に、ぜひ参加してほしい」と明記されていた。この授業方針を了解した学生たちが受講し、彼ら自身の討論を中心に授業は進められていった。全 15 回の授業で取り上げられたテーマは、以下の 7 つである。

1. 格差や不平等は正義に反するか
2. 安楽死は許されるか
3. 人は芸術なしでも生きていけるか
4. AI は人の職業選択を狭めるか
5. 結婚は人間にとって必要なことか
6. 嘘をつくことは悪いことか
7. 戦争や紛争はなくなることはありうるのだろうか

ちなみに、1. ～4. は教員が提示したテーマ、5. ～7. は学生提案の 10 以上のテーマから何度かの投票を経た結果選ばれたテーマである。

本稿執筆時（2020 年 12 月現在）においてはまだ学期途中で授業全体を振り返ることができないので、すでに終了したテーマの中から、前節で紹介した明治学院大学における「死刑」と近い、「2. 安楽死は許されるか」を扱った授業を取り上げる。2020 年 10 月 20、27 日の 2 回にわたって行われた授業である。

明治学院大学で筆者が単独で行った授業と大きく異なる点は、教員からの情報付与を極力抑えるやり方で進められたことであつた¹¹。それにより、授業内のほとんどの時間が人の意見を聞いて考えること、自分の意見を 1 回の授業あたり 3、4 回は表明することに充てられていたことが特徴的であつた。

¹¹ 3. 以降のテーマでは、教員が全く資料を用意せず、学生が自分たち自身でテーマについて予備調査をし、担当者がそれらの情報を代表してクラスに紹介するということが討論の前に行われた。

対面授業でコロナ感染のリスクがあったため、グループディスカッションが行えなかったのは残念であったが、その代わり、参加者全員がほぼ同回数クラスの前で意見を表明し、互いに全員の意見を聞き合い質疑応答なども行うことができたのはよかった。

前週に、プリントアウトで「安楽死に関する資料」を配布し、予習をしてきてもらった。A4四枚で配布された資料の内容は、

[1]「東海大学安楽死事件」(1991)¹²、「名古屋安楽死事件」(1962)¹³、「京都ALS患者女性安楽死事件」(2020)¹⁴の概要、

[2]積極的・消極的安楽死の違いについて¹⁵

[3]外国の安楽死容認状況紹介(ヨーロッパ数国やアメリカのいくつかの州においては、個人の自由を尊重する観点から積極的安楽死が合法化されている)

[4]日本における安楽死をめぐる世論は現在どうであるか(積極的安楽死に八割が賛成していること、その理由、代表的な賛成意見と反対意見)である。

4-2 発言、レポートの変化

(1) 1回目授業

全員が安楽死に対する賛成・反対の意見を表明した¹⁶。

参加者20名中、安楽死に「賛成、条件付きで賛成」が合わせて14名、「どちらとも言えない」が2名、安楽死に「反対」が4名であった。

安楽死については、日本人の多くが賛成ということに鑑みると、今回のこのクラスが示した賛否の割合は、社会全体の状況をほぼ反映していたと言えよう。ちなみに東大での授業においても多くが賛成だったとのことである(続編171頁)。

安楽死に賛成、条件付き賛成の者の論拠は、多くが「死ぬのは個人の選択で尊重されるべき」(Iさん)「死ぬときくらい自分で判断して死んでいい」(Uさん)など、個人の自由、自己決定権の尊重にあった。また、家族の立場から考えて、という理由から賛成とする者も複数いた。例えばNさんは、自分の祖母が胃瘻^{ろう}処置を受けつつ長期にわたって意識不明で生き延びているのを間近に見て悩ましいと感じた体験から、安楽死に賛成だとした。同様に家族の介護体験から賛成を主張する者は他にも1名いた。

¹² 昏睡状態であった末期癌の患者に対し、大学助手の内科医が塩化カリウムを投与して死に至らしめた事件。殺人罪。

¹³ 重病の父の苦痛を見かね、娘が飲み物に毒薬を混入して安楽死させた事件。嘱託殺人罪。

¹⁴ 全身の筋肉が動かなくなる神経難病ALSを発症し10年来闘病を続けてきた女性が安楽死を希望、本人の依頼で医師二人が薬物を投与し殺害した事件。嘱託殺人罪で逮捕起訴。

¹⁵ 医師が薬剤の使用などで意図的に患者を死に至らしめることが積極的安楽死。延命治療を行わない、あるいは中止することで患者を死に至らしめるのが消極的安楽死。後者は患者本人の明確な意思表示があれば実施でき罪には問われず、すでに尊厳死として広く一般に認められている。

¹⁶ 発表者がいる4以降のテーマについては、発表者に全員が質問をすることにした回もあった。

ところが、同じような家族があっても、Hさんは、何度も延命治療してはその度に生き返っている祖母の姿を現在間近に見ている体験から、「生きていてそこにいてくれるだけで安心を感じるから安楽死には反対」だと述べた。Hさんのように、身近な親族や友人の闘病や死に直面し、「どんな形でも生きていることは大きい」(Oさん)「とにかく最後まで生きてほしい」(Kさん)と思った経験から、安楽死に反対の主張をした者は他に2名いた。

身近な人の長期介護という同じ体験を経ている、NさんとHさんにみられるように安楽死に対する意見が賛成と反対に分かれることは、クラス全体が興味深く受け止めた模様であった。

安楽死反対の意見は少数派だったが、その中で、Kさんは、終始一貫して強く反対を表明し、全く意見が揺れることがなかった。Kさんによれば、「命は与えられるもの」であり、「人間は生物の中でも唯一死のうと思って死ねる存在なのだが、生物としてみたときそれはどうなのだろうか」と否定的に疑問を呈し、命の尊厳を根拠に反対意見を表明した。多数が死の自己決定権を支持する中で、少数派ながら存在感を示した。

上記を見てもわかるように、1回目の安楽死に対する意見表明においては、Kさんのような倫理的信念、基準に基づく意見を除くと、多くは自分が寝たきりになったらどうしたいか、家族が寝たきりになったらどうするか、また医療者だったら、といった異なる立場からの考察から賛成・反対を表明し、また「どちらとも言えない」とした1名は「立場によっては賛成、反対が変わる」ということだったので、石井が次のように提案をした。

安楽死はどの立場、どの視点から見ると、賛成・反対は確かに変わってくるから、立場ごとに考えないと、意見が言いづらいね。次週までに家族、本人、医師・医療関係で分けて、改めて賛否を考えてきてほしい。

と議論を整理するための手段・方向性を示した。さらに石井から

自分の命だから自分で決める権利がある、と言う人が賛成者に多かったけれども、では自分の命を自分で断つことである自殺は、皆にとってはいいことだろうか、それとも悪いことだろうか？

という問いかけがあった。「良い」の方が多かった。

安楽死賛成派の中でも、もっとも自殺容認に積極的だったのはSさんで、個人の自由、自己決定権を徹底して擁護する立場に立ち、少数派Kさんと同じくらい発言には強い一貫性があった。「死は決して悪いことではないから、死ぬことに対して否定的である必要は全くない、死にたいなら死ねばいいと思う。周囲の人が悲しむというが、どのように死んでも誰かに悲しまれるのは一緒だ」と述べた。

さらに自殺と安楽死をめぐって、石井が

他人が自殺を助けると罪になる、自殺幇助罪が日本にはある。頼まれたからやった医師が自殺幇助罪に問われるのをどう思う？

と問いかけた。それに対して、Wさんが手を挙げ、

高校の授業でやった森鷗外『高瀬舟』を思い出すのですが、喜助という、自殺を図って死に切れなかった弟にとどめを刺してあげた男が、人殺しの罪に問われて島流しにあう話です。そのとき喜助がとても晴れやかな様子をしていて、それを見た護送役の武士が、喜助がしたことは悪いことではないのでは、と考えるのです。「死にたい」と言った人は言葉に責任を持つべきで、それを助けた人が罪に問われるのはおかしいと思います。

と述べた。古典的文学作品、それも医師でもあった鷗外が安楽死について問題提起した作品を紹介した点に説得力があった。

さらにIさんが挙手して、自殺幇助と積極的安楽死を結びつけるコメントをした。

自殺を助けることと、積極的安楽死をさせることは似ていると思うんですね。積極的安楽死や自殺幇助、ここに反対な人は結構いるはずですが。逆に消極的安楽死に反対な人はいないんじゃないでしょうか。死ぬに任せあえて治療は加えない、というのは皆に認められていると思います。

これを受けて石井が、次のような課題を出した。

自殺幇助と積極的安楽死の違いは何だと思いますか。次週までに考えてきてください。

1回目の授業終了にあたり、筆者から感想を述べた。多数派による発言・議論が多かったので、少数派の主張を後押しする意味を込めて「選択の権利・自由が確保されていて初めて安楽死の権利もあるはず。日本はそれが十分確保されていると言えるか。また老いや病気は、死ぬことだけが救いの不幸なのだろうか。積極的安楽死を合法化すること以前に、緩和ケア充実と介護する家族への経済的・精神的援助を考えることこそ行われるべきではないか」と発言した。ただ、あとで振り返ってみて、教員自身が自分の考え方を明示することはあっても良いだろうが、本当は多数派のみならず少数派にも議論の問題点を指摘するような、より中立的で全員に考えを深めさせるコメントがふさわしかった（例えば、反対派にも医療費の問題をどう解決するのか具体的手段を考えるべき、とするなど）と反省して、次回発言から気をつけるようにした。

(2) 2回目授業

安楽死をめぐる2回目の授業は、以下の課題に沿って意見発表・討論が行われた。

1) 立場によって（自分、家族、医師）安楽死を考えてみること

2) 自殺幇助と積極的安楽死の違いは何か。積極的安楽死が罪に問われないための4要件¹⁷をどう思うか。

3) 自分とは反対の立場に立って言うとしたら何が言えるか？

1) 立場によって（自分、家族、医師）安楽死を考えてみるとどうなるか？という問いに対して、「自分なら安楽死させて欲しい」という意見が多数、「自分はしたくない」という人は4名だった。「家族が望んだら安楽死させたい」と「させたくない」については大きく意見が分かれた。また、家族でも「親や兄弟なら安楽死させたいが、自分の子供だとわからない」（Nさん）という人もいた。医者の立場だったら「助けるのが医者の仕事だから苦しいと思う」という意見が複数出たので、石井が「安らかにさせる」ということが人を助けること、という考え方もできるのでは」と述べた。

このように立場によって安楽死の賛否を考えてみる、つまり問いを分けてゆくことで、一つの大きなテーマに対する自らの考えを整理し深めていくことができることの重要性をクラス全体が実感した模様だった。

また、石井が議論を一步進めて、

安楽死については、誰が最終決断をするか、という問題がある。誰が決定するのだろうか？自分の家族が安楽死したいと言ったらさせてあげたいという人が多くて、それは本人の自己決定を尊重するということだよ、だけど本人に意識がない場合、誰が決定するのか？家族がするのか、医者がするのか？

これに対しては、「意識不明になった時のために本人の意思をあらかじめ確認しておけば良い」という答えがあった。さらに石井は、「もちろんそういうことが考えられるけれども、ただ本人の意思だと思っていても、周りへの配慮の場合もあり、また気が変わることもあるのでは？」と問うた。

この点については、「臓器ドナーカードとか遺産相続の正式書類と同じで、たとえ後で気が変わってもそれにサインした時点、同意した時点の意思が本人の意思ということではないか」（NOさん）の意見が出た。

このあたりから、かなり参加者も議論の流れに自然に乗れるようになったらしく、当てられるのを待たずに複数名が挙手して発言するなど積極的な雰囲気になった。

2) 自殺幇助と積極的安楽死の違いは何か、について

¹⁷ 1) 患者が耐え難い激しい肉体的苦痛に苦しんでいること、2) 患者は死が避けられず、その死期が迫っていること、3) 患者の肉体的苦痛を除去・緩和するために方法を尽くし他に代替手段がないこと、4) 生命の短縮を承諾する患者の明示の意思表示があること

石井が「今年（2020 年）あった ALS の女性に依頼されて彼女を殺害した京都の事件の二人の医師は有罪か、無罪か？」と聞いたところ、無罪に挙手した人が多かった。これにより、出席者の大半に自殺幇助への肯定的意識があることが判明した。

石井はさらに「医者報酬を受けていました。お金をもらって請け負っていたということですね、そのことは有罪無罪と関係ないのでしょうか？」とたずねたが、

「投与する薬にもお金がかかります。依頼した女性は突発的に死にたいと思ったわけではなく、10 年近く考えてお願いしたわけだから。無罪だと思います」（N さん）という答えがあった。

石井は「日本の法律だと当然彼らは有罪ですが、これほどこのクラスでは無罪が多いのが面白いですね」とした。

新聞報道などを見る限り、二人の医師は有罪としか言いようがないと思われる事件であったが、敢えて指導的コメントは加えず先に進んだ。

(3)最終レポート

授業 2 回分終了後に 200 字で自分の意見をまとめ提出した。

最終意見を提出した 16 名中、安楽死に対して賛成 7 名、どちらとも言えない 5 名、反対 4 名、という最終レポート内容となった。

印象的だったのは、「立場によって分けて考えること」の重要性に気づき、そのことを指摘したり、立場分けの方法でレポートを書いたりした人が計 5 名と多かったことである。また、安楽死について生まれて初めて考えた、という人も 2 名いたことがわかった。また、他の参加者の意見を聞いて考えが揺らいだとか、考えが変わったという人も 3 名いた。

N さんは賛成意見で、寝たきりの祖母の介護体験があることは授業でも発言していたが、さらにレポートでは自分の両親が病院で医療関係の仕事をしていて高齢者長期入院問題の実例に詳しいとしつつ、すぐにでも日本にも安楽死を法制化することが必要であると、情報、経験に基づきながら論理的に述べた。

I さんは自分の賛成・反対は保留しつつ、「安楽死を正当なものにしていくには、ルールや法律を定める必要がある」と分析した。

一貫して安楽死に反対していた少数派の K さんは、レポートにおいてもその意見を述べていた。授業中に実践した立場を分けて考えるという手順も踏みつつ、全ての立場にからみても賛成できない旨述べられていた。

自分の祖母の介護体験を話す間に、涙ぐむ場面もあった H さんは、賛成に傾くこともあったそうだが、やはり家族が生きているだけで幸せを感じられるとして安楽死反対意見を述べていた。



図2 (左) 授業風景 (2021 年 1 月 19 日)。学生の発言中に、出てきた重要単語を板書、必要に応じて用語解説を加え、次の議論に生かしてゆく。

図3 (右) 「リベラルアーツとは4つの限界(知識・経験・思考・視野)から自らを解放する技術」と講じる石井洋二郎氏。

5. 二つの授業を通して見えること、反省と展望

(1) 手法、環境の違いから

1. 明治学院大学における授業では、教員の側から多くの情報提供を行なった。その利点は、学生にとって新しい正確な知識を伝えられた(死刑には犯罪抑止力はないこと、被害者遺族の死刑に対する思いは一樣ではないこと、など)ことである。他方、デメリットもある。それは、教員の立場が学生に伝わりやすく、学生が授業方針を理解していない場合には、忖度して意見を教員に合わせてしまう可能性があることだ。その点、中部大学における授業では、教員からの情報提供を極力抑え、学生に自らの意見を話させることに徹し、学生にとってはより自主的に考えうる環境が整っていたと思われる。

2. 明治学院大学の方は、zoomのブレイクアウトセッション機能を用いて、グループディスカッションを行うことができた。レポートによる討論報告を見ると、かなり話し合いは充実していたことがわかる。他方、中部大学ではグループに分かれての討論ができなかった。しかし全員の前で一人一人が話す機会を多く確保することができたため、次第に発表に慣れ、設問によっては挙手して自分から発言をするものが現れたことはよかったと言える。ただ発言に臨機応変に対応し議論を導いてゆくなどの教員の力量はより問われることになる。

(2) 二つの授業に共通して良かった点

1. ディスカッションを通じて参加者が自分を客観的に見られるようになり、「自分は〇〇なのだ」という気づきがあったこと

例えば、死刑制度に賛成していた学生(明治学院大)は、「自分は正義感が強いから、人にもそれを要求してしまうのだなとわかった」と述べた。正義感が強いことは大切だが、他人にも同様に要求するとそれが不寛容に通じることを、前川のコメントや、参加者同士のディスカッションを通じて自ら気づいたことが伺えた。

また他人の意見を聞いて考えが変わったり、自分の意見をさらに深めたりすることができた、とする者が両大学において複数見受けられたことは、評価しうる点だろう。

2. 自分と異なる意見の存在を認めたこと

「全員が同じ意見になるまでやるべき」（明治学院大）という意見もあったが、社会においてはそうした状況（全員が同じ意見になること）はまずない。様々な対立する意見が最後まで存在するという中途半端さに耐え、自分と異なる意見の人と共存する状況に慣れる訓練になったと言えるだろう。

また、似た体験をしているにもかかわらず（祖父母の長期にわたる闘病、介護など）ちょっとした状況の違いから（おそらくは介護における経済的・時間的負担感の差など）全く逆の意見をもつ（片方は安楽死に賛成、他方は反対）ということがありうることに気づくことができた（中部大）。それにより、おそらく個人的体験に基づく意見、信条が全ての人に共感されるとは限らないことにも気づいたはずである。

また、賛成者が、反対者の言っている理由の中に、自分が賛成する理由と同じものを見つけるなど、賛成・反対を超え、相手陣営の話の中で共感できる部分を見つける者も多かった。そこからおそらく（見つけるべき時には）妥協案や折衷的解決策が生まれるはずである。

3. 「質問する力」がついたこと

学生が教員に質問する際には、教員の方に圧倒的に理解力があるので、学生がどんな言い方、内容を話しても通じるのが普通である。しかし相手が同じ学生だと「何を言っているのかわからない」「質問が難しくてわからない」と率直に言い返されることがままある。理由は、口調が早すぎる、知らない単語を使っている、また論旨が曖昧すぎるといったことにある。そう言われた質問者が質問を工夫して、話すスピードを落としたり、より平易な言葉に直したり、論旨を明確化して質問をしなおすというシーンがあった（12月22日中部大学授業）。相手にわかるよう質問するという大事な力が養われる瞬間だったと言える。

(3) 教員としての注意点、反省と展望

1. どんな意見もまず傾聴する

リベラルアーツ授業においては、いかなる意見も教員が頭ごなしに否定することはしないことが重要であると思われる。もし、教員がある見解を拒否したり逆に強力で支持したりしてしまえば、参加者の萎縮を招き、自由で活発な議論ができなくなる恐れがあるからである¹⁸。もちろん他者の人格否定や侮辱になるような意見は、公共の場で言うべきではなく、そうした作法は体得されねばならない。しかし、お互いにやりとりをする中で次第に作法を体得することが大事なのであって、教員が頭ごなしに抑え込むことで討論の礼儀が表面的に保たれてはいけない。人の考えの背景には、その人固有の環境、体験、知識がある。教室内で極論が展開された場合にも、どうしてそう考えるのかをまず尋ねることが必要であろう。

¹⁸ 「教師の側があらかじめ一定の考え方や価値観を「普遍的な真理」として押し付けないような配慮が必要」（石井洋二郎）「（教員は）自分の意見を押し付けない、複数の意見を紹介し学生に考えさせるようにする」「世の中には自分と異なる意見の人がおりそうした人々の意見を聞き、自分の意見をいう、そうした訓練のためには、教員の意見を押し付けないことが肝要」（藤垣裕子）『21世紀のリベラルアーツ』前掲書、180、183頁。

自分と異なる意見に対して、その存在を安易に否定・批判して終わるのでなく、むしろ相異なる意見であるからこそ向き合って議論するのがリベラルアーツ授業の大事な目的である。教員も例外ではないであろう。

2. 与える知識を多くしすぎない

教員は質や量が優れた知識を持っている場合が多いが、そうであっても与える知識を多くしすぎないことが大事で、あくまでも内発的に学生が必要と感じたものを学生自身が探してくるのが原則である。思考、議論に必要な知識を決めるのはあくまでも学生であるべきである。ただ、学生の側の理解度、知識量に応じて、問題説明時間を増やすことはありうるだろう。しかし、教員の側の自己満足にならないようにすることが大事である。なぜなら、リベラルアーツ教育において肝要なのは、教員が教えたい内容を教え込んで知識を増やすことではなく、学生自身がある問題の解決に関して必要だと思う知識を自発的に得ることだからである。

その意味で厳密に言えば明治学院大での授業は講義型とリベラルアーツ型のハイブリッドであったと言えるかもしれない。今後は、授業で議論をするために必要な書籍などを学生が自分で探して来られるようにリードの仕方を工夫しなければならない。

3. 出てきた意見の中から次の議論につながる課題を取り出す

学生の発言中に出てきたキーワードを黒板に書き、発言のまとめや言い換え、問いかけ（「それはこういう言い方もできるよね、ではこの点はどう思う？」）を適宜行い、議論を進める。また、問題を細分化してより論じやすくしたり、立場によって分けて考えさせたりして論理性を高める。さらに時間があれば自分と反対の立場に立って考える訓練をさせ、想像力を鍛えて自分を相対化するトレーニングをする。

4. 市民知に学問知の裏付けを与える

「学問的知」の場である教室に慣れている教員にとっては、学生が開陳する「市民知」の価値が低く見えることがある。しかし、教室で行うべきことは、それらが語られることを禁じるのではなく、学生のもつ「市民知」に「学問知」の裏付けを与えるよう、それによって市民知と学問知の連携が学生において可能になるように目指すことである。

5. 評価は「自分がどう変わったか」で行う

成績評価は、レポートによって報告される、受講前と後とで自分が「どう変わったか」で行い、発言回数では行わない¹⁹。「事の真偽よりも上手く喋る人が勝ち」といったソフィスト的価値観は決してリベラルアーツ教育のものではない²⁰。

6. おわりに

二つの授業を報告し、評価点、反省点、注意点を考えてみたが、はじめに紹介した不安は次のように解決できたのではないと思う。

1) マイケル・サンデル教授の授業の通りでなくて良い

¹⁹藤垣裕子の発言。『21世紀のリベラルアーツ』前掲書、175頁。

²⁰隠岐さや香の発言。同書、140頁。

大勢が挙手するとまではいかないが、自分から手を上げて意見を述べる学生は確実に増えた（中部大学）。さらに気づかされたのは、彼らには人の話をよく聞く力があるということである。そして「友人の話が教室で聞けてとてもよかった」（明治学院大）という感想から、教室で教員以外の声を聞く機会があったことを歓迎していることが伝わった。また「言いたいことを言っているのだとわかった」（中部大学）という意見から、これまで教室内で自由に発言する機会は少なかったのだということが改めて了解された。

2) 知識量の少ない学生でも可能

確かに有名校の学生ほどの学問知はないかもしれないが、彼らにもそれまでの人生において獲得した貴重な市民知がある。それらは彼らにしかない固有の体験に基づく意見である。ただ前述の通り、学問知の場である教室においては市民知の価値が低く見えることがある。大事なことは、大学の教室でそれらが語られることに教員が嫌悪を抱かずに、市民知に学問知の裏付けが与えられるよう、学問知の論理性が身につくように導くことであろう。それによって市民知と学問知の連携が学生において可能になり、自らの知を客観視することができるようになるであろうし、またそれによってはじめて独創的な意見を自信を持って発信でき、対立する意見の人とも共に話し合っ問題解決を図ることが可能になるようであろう。

3) 悪しき「ソフィスト」的弁論術、ディベート技術が身につくわけではない

討論授業においては決して勝ち負けを競うことはなく、また成績評価も、その人が自覚的にどう変わったかについて行うのであって、能弁に人を言い負かすことを評価するわけではない。従って、ソフィスト的能力が身につくということは決してない。他方、他人の話を聴く力、相手に伝わる言葉で質問する力、人前で自分の考えを説明する力をつけることは重視すべき要素であろう。

最後に、「1. はじめに」で挙げた、リベラルアーツ型授業の4つの具体的目的・方針のうち、今回の二つの授業がどのくらい達成できたを確認してみると、1) 討論重視型の授業を行う、2) 調査・発表・討論・協力のサイクル繰り返しを通じて自主的な学習を行う、の2項目については実行することができた。ただ、2)の「調査」に関しては明治学院大で行った授業のスタイルでは不十分であるので、今後の課題としたい。残る3) 全学部生向けに行い、文系理系にまたがる普遍的課題に取り組む、と、4) 後期教養教育を目指し、専門教育科目と同時並行的に、他分野の学生と議論し自分の相対化をする、に関しては、センターが開設しカリキュラムが整い次第取り組むことができるようになるであろう。理系と文系の学生が教室内で混じりあえば発想の違いを互いに実感するであろうし、一層豊かな討論授業が展開されることであろう。楽しみである。

ただ今年度の二つの授業においては、不安の4つ目で挙げた「常識に外れたことを言い出す学生」は全くいなかった。今後様々な学生との双方向的な出会いが増えれば、おそらくそうした、教員の常識を大きく超える学生とも出会う機会が増えることは間違いない。すなわち、それは教師の価値観、生き方を試される機会にはかならない。「教員も試されている。論理的に

語ること、自分の側に無意識の差別や思考・経験・世代の限界がないか問うこと、臨機応変に自らの学問知を教室で示せるかも試される」²¹との指摘を胸に刻んでおきたい。

筆者は今年度の二つの授業を体験することで、根拠のない不安から解放され、また具体的課題が発見できたと感じている。確実に内外のリベラルアーツ教育に対する期待は高まっている。今後創造的リベラルアーツ教育にたずさわる方々が、それぞれのやり方でそれぞれの個性を生かしながら授業展開する一助にこのささやかな報告がなればと願う。

参考文献

- 石井洋二郎編、藤垣裕子・國分功一郎・隠岐さや香執筆『21世紀のリベラルアーツ』、水声社、2020年
- 石井洋二郎・藤垣裕子『大人になるためのリベラルアーツ 思考演習12題』、東京大学出版会、2016年
- 石井洋二郎・藤垣裕子『続大人になるためのリベラルアーツ 思考演習12題』、東京大学出版会、2019年
- ヴィクトル・ユゴー『死刑囚最後の日』、豊島与志雄訳、岩波文庫、1982年
- 原田正治著、前川ヨウ構成『弟を殺した彼と、僕』、ポプラ社、2004年
- 小浜逸郎『なぜ人を殺してはいけないのか——新しい倫理学のために』、洋泉舎、2000年
- 日本弁護士連合会「死刑制度を考える」
https://www.nichibenren.or.jp/activity/human/criminal/deathpenalty/shikei_qa.html
- アムネスティインターナショナル「死刑廃止—死刑に関するQ&A」
https://www.amnesty.or.jp/human-rights/topic/death_penalty/qa.html
- 高桑和巳編著『デリダと死刑を考える』（第2章「ヴィクトール・ユゴーの死刑廃止論、そしてバダンテール——デリダと考える」江島泰子、71—97頁）、白水社、2018年
- wikipedia「安楽死」
<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%AE%89%E6%A5%BD%E6%AD%BB>

²¹ 藤垣裕子の発言。前掲書『21世紀のリベラルアーツ』、183頁。